

議案第71号

公の施設の利用に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第2項の規定により、下記のとおり市の公の施設を春日部市の住民の利用に供することについて同市と協議するため、同条第3項の規定により議決を求める。

平成27年2月4日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

1 公の施設の名称

さいたま市公共下水道

2 公の施設の利用区域

春日部市花積の一部（1.6ヘクタール）

3 利用区域図

別紙のとおり

4 経費の負担及び利用の条件

公共下水道施設利用については、法令並びに春日部市の条例及び規則による利用者負担を除き、その都度両市で協議して定める。